

宮津市印刷物等有料広告掲載取扱基準

1 「宮津市印刷物等有料広告掲載要綱」第3条で規定する「掲載できない広告」の例示

(1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

- 編集記事と誤認されるもの
- 本市が推奨しているかのようなもの
- 係争中の問題に関するもの
- 明らかに誇大広告と認められるもの

(2) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

【医療に関するもの】

- 「医療法」「あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」「柔道整復師法」「医師法」に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- 「あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」「柔道整復師法」による免許取得のない事業者で、その広告内容が医業類似行為に相当するとみなされるもの

※なお、医療法上の診療科目及び法で認められた医業類似行為（按摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）以外の広告は掲載しない。

（例：エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの医療、施術、役務サービス業の広告）

【薬事に関するもの】

- 「薬事法」「薬事法施行令」「医薬品等適正広告基準」に違反し、又は違反するおそれのあるもの

【人材募集に関するもの】

- 「職業安定法」「労働基準法」「児童福祉法」「道路運送法」など関係法現に違反し、又は違反するおそれのあるもの

【不動産に関するもの】

- 「宅地建物取引業法」に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(4) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

- 性風俗に関するもの又はそれを業とするもの
- 男女の通信、交際に関するもの

(5) その他市長が広告として掲載することが適当でないとするもの

- 当地域において一般的に認知されていない事業者、組織等に関する広告
- 広告の主体、目的、責任の所在の不明確なもの
- 市の業務（行政執行）に不利益を及ぼすもの
- 易断、占、催眠術、加持、きとうなど非科学的な広告で、市民に迷惑をかけるおそれのあるもの
- 消費者金融業又はこれに類する貸金広告
- 出資を求めるもの
- 債権取立て、示談などを内容とするもの
- 募金、商品先物取引の営業広告

2 宮津市印刷物等有料広告審査会（庁内組織）の設置

- 広告掲載の可否判断が困難な場合の審査
- 有料広告を掲載する印刷物等の選定
- 有料広告を掲載する印刷物等の募集要項の審査